

会 議 の 概 要

会 議 名 (審議会名)	第3回特別職報酬等審議会
開 催 日 時	2017年11月2日(木) 10:00~12:00
開 催 場 所	宝塚市役所3階 特別会議室
委 員	(出席) 林会長、岩本委員、門田委員、松村委員、中村委員、 上月委員、戸川委員、山崎委員
傍 聴 者 数	0人
公 開 の 可 否	公開

議事録

No	内容	詳細
1	会長挨拶	
2	傍聴人数確認	本日の傍聴者はなし。
3	前回の議事録の 確認	修正点はなし。
4	前回開催後の各 員からの要望、 質問について	第2回会議後に、宝塚市職員の平均年収についての質問があったので、この場で口頭にて回答を行う。平成27年度及び平成28年度の決算をもとに説明する。60歳の定年退職後の再任用職員を含む数字となるが、平成27年度は661万4千円、平成28年度は640万3千円となっている。
5	事前配付資料に ついて 事務局	<p>第2回の審議会までに各委員から出された報酬の考え方についてまとめたものを事前に配付している。</p> <p>大きく3つに分類し記載している。1つ目は報酬、給料の決定方法についてとなっており、2つ目は市長、副市長及び教育長と議員では別の考え方をするのはどうかということ、3つ目は地域手当を廃止して本俸に上積みするという考え方になっている。それぞれについて整理したものを記載しているので説明を行う。</p> <p>まず1つ目の報酬、給料の決定については、社会情勢を考慮すべきという考え方があり、物価の動向や人事院勧告を参考にするという考え方が出た。阪神間各市と比較すべきという考え方も出た。宝塚市の財政状況を考慮すべきという考えも出たが、反対に財政状況を過度に考慮すべきではないという意見もあった。市長等は年金等の社会保障があるが、議員はそのあたりが保障されていないので考慮すべきという考えもあった。</p> <p>続いて2つ目の市長、副市長及び教育長と議員では別の考え方をするのはどうかという考え方については、議員は24時間体制で市民と接しているので、その部分を鑑みるべきという意見が出た。一方で、市長等と議員をわけて考えるのであれば、なぜ別の基準で考えるのかという理由をきっちりと説明する必要があるという意見が出た。</p>

	<p>3つ目として地域手当を廃止して本俸に上積みし、市民にとってわかりやすいようにしてはどうかという考え方が出た。事前配付資料の説明は以上である。</p>
委員	事務局からの説明について、何か質問はあるか。
委員	議員の政務活動費の支給方法について意見を出したが記載されていない。3ヶ月毎に支給されるのであれば、1年毎の精算ではなく、3ヶ月毎に精算すべきということを述べた。
事務局	審議の中で意見として出たが、本審議会の趣旨が特別職の報酬や給料となっており、政務活動費は性格を異にするものであり、今回の事前資料で配付したものは、答申の骨格となる考え方として審議会で出された意見を記載している為、政務活動費に係る部分は記載していない。
委員	諮問自体が報酬のあり方となっていて、配付資料も報酬のあり方に対する考え方として記載してあるが、答申を出す上で様々な議論があり、政務活動費のあり方についての意見も出たことは答申のどこかに記載できないのか。付帯意見のような形で別途政務活動費についての意見も出たということは加えられないか。
事務局	その他の意見として答申の最後に記載することは可能である。
委員	政務活動費について意見が出たというところで終わるのか、審議会として議論を行い合意した意見として記載するのは悩ましい。諮問には政務活動費は含まれていないので、その他の意見として答申に記載する形になると思うが、各委員はそれでよいか。
委員	そうしてもらった方がよい。諮問の中には無いが、その部分も含めて市民等の委員の意見があったとした上で、今回の審議にはなじまないものと記載するのが正しいのではないか。
委員	財政状況を過度に考慮すべきではないという考え方が記載されているが、市民からすると財政状況は重要な問題であるので、あまり否定的な書き方はしない方がよいと思う。また、生活給を考慮すべきという考え方があるが、議員は立場で言えば、自ら立候補し、市民から選ばれたいいわばリーダー的な存在である。市民から尊敬される立場であるのに、生活給を考慮すべきという内容が答申の中に入ってくることに違和感を覚える。
委員	資料は考え方を示したものであり、この文言で答申を書くのではない。今意見を出してもらったとおり、例えば財政状況が悪く行革を行う上で、市民の我慢を強いている中で、首長の給料を上げてよいかというものはある。ただし、本俸で示すのか、自主カットという形で示した方がよいのかは様々な考え方がある。
委員	カットは自主的に行うものであって、答申で書くのはいかがなものかと思う。
委員	資料のその他の考えの部分で、現在行っているカットを追認するということで、現在のカット後の給料を恒常的なものにするという意見も出た。しかし、現在のカット後の給料を本俸にすると、将来の可能性として、仮に税収が多くなった場合などで、カットをやめてもいいのではないかと時期が来たときに、条例の改正が必要になる。そのような意味でいうと、恒常化はハードルが高いのではないか。
委員	先ほど事務局から一般職員の平均年収について説明があったが、平成28年度と平成27年度で約20万円の差が出ている。大きな差であると思う。この20万円程度の差はどのような理由で発生しているのか。
事務局	平成28年度から一般職の職員も本給や手当のカットを行っているためである。

委員	<p>総務省の資料で宝塚市民の所得がどのようになっているかを見ると、平均所得が410万円余りとなっており、1,741ある自治体の中で35位となっている。この資料は平成16年度の総務省の資料となっている。それほど低くもなく、高くもなく平均であると感じる。隣の三田市は362万円、伊丹市は330万円、川西市は345万円となっている。近隣と比較すると高めになっている。それだけに三役を初め議員に対する報酬については、それなりに関心を持っていると思われる。</p>
委員	<p>市民の所得と近隣市民の所得や、宝塚市職員と近隣市職員の給料を比較しているが、今がどうではなく、どのように推移してきたかが参考になるのではないかと。最後は市民の方が納得できる答申を出さなければならないので、そのような資料があればわかりやすい。先ほどの市民の所得の資料からするととても高くなりそうではあるが。</p>
委員	<p>上から35番目となるとかなり高くなる。平均所得は人口構成などで変動する。例えば小さな村で高齢の方が多いと、年金収入だけになり平均所得がかなり低くなる。</p>
委員	<p>議員の給料は20代でも70代でも変わらない。生活給という意見もあったので考えてみたが、例えば60代の方が仕事を探してもほとんど見つからないし、60歳を超えると給料が下がることもある。これからの市のことは若い人が考えなければならないし、議員でも60歳になれば給料が下がってもいいのではないかと思う。そのような考え方はできないのか聞いてみたい。</p>
委員	<p>気持ちは理解できるが、年齢給や経験給を導入しているところは聞いたことが無い。</p>
事務局	<p>事務局としてもそのような自治体は聞いたことが無い。</p>
委員	<p>どの年齢でも給料が同じという問題は、選挙によって選ばれることでクリアしている。どちらかという給料の問題というよりは仕組みの問題であると思う。</p>
委員	<p>宝塚市の所得が高いという話が先ほどから出ているが、宝塚市は阪神間のベッドタウンになっている。実際に稼ぎに行っているのは大阪や神戸である。宝塚市で働いて年収が400万円ある人は少ない。議員は宝塚で働いていることも参考意見としておいてほしい。</p>
委員	<p>平成25年度の資料では人口が5万人未満の自治体の議員の平均報酬は32万円余り、20万人から30万人であれば54万円余り、50万人以上の自治体で69万円程度となっている。</p>
委員	<p>村議会の中では10万円を切るところもある。議員のなり手が無いといって村民総会にしようかというところもある。小さな村議会でも仕事はたくさんあり、そこで報酬が10万円を切ってくるとなり手がなくなる。人口30万人の自治体では、議員定数にもよるが、いくつかの自治会と日常的に接するとなるとフルタイムで働くことになる。議員は報酬で、市長は給料となっており、法律的にも性質が異なる。議員活動をするしないに関わらず支給されるもので、法的には労働や年齢に応じた給料としては位置づけられていない。議員の報酬は労働対価ではない。</p>
委員	<p>議員は選挙で選ばれており、選ばれた人は年齢に関係なく同じように仕事をしてほしいので、給料が同じなのではないか。</p>
委員	<p>市長が給料で、議員が報酬となっている。報酬は民間でいうと売り上げである。売り上げに対し議員は経費が必要という考え方が正しく、給料と報酬を比較することはおかしいのではないかと。</p>
委員	<p>先ほどの総務省の資料は住民税をもとにしていると思う。年収と所得は違うので多少差</p>

	<p>委員 委員 委員 事務局 委員 委員 委員</p>	<p>が出ているはずである。</p> <p>実際問題として、市民の所得は市の方では把握できないのか。</p> <p>できるとすれば税金関係のものになる。また、アルバイトの人で税金がかかっていない人は平均に入っていないので、結局は納税者のデータしか取れない。先ほどの資料は所得ベースなので、年収にするともう少し多くなる。</p> <p>議員の報酬は議員活動の経費を引いた後の所得になっているのか。</p> <p>支給方法を説明すると、一定の報酬額から源泉徴収後の金額を支払う。給与所得者と同じような形で支払っている。ただし、甲と乙で控除の率が違う。</p> <p>先ほどの政務活動費の話になるが、小野市では政務活動費を無くしたという記事を新聞で見た。そのあたりも参考にいろいろと考えられるのではないかと思う。</p> <p>一つの先駆的な例として参考にできると思う。</p> <p>政務活動費も小さい町では月2万円で、1回どこかに視察に行けばなくなってしまう。宝塚市は8万円でおおよそ標準的なところにある。神戸や大阪の政令市は額も大きくなる。もともと国会では立法事務費というものがあり、それにならって作られたのが政務活動費である。議員報酬は上げられないから、交通費等の実費弁償をしようと作られた制度である。小さな自治体では自宅が事務所を兼ねており、それほど費用もかからないので無くすというのも一つの方策ではある。</p>
6	<p>答申に向けて 委員 委員 事務局 委員 委員 事務局 委員 委員 事務局 委員 委員 事務局 委員 事務局</p>	<p>給料、報酬を上げるにしても、下げるにしても理由を示さなければならない。</p> <p>前回までの意見を集約し、方向性を考えなければならない。</p> <p>条例の施行はいつからと予定しているのか。</p> <p>いつから施行するかということも諮問事項なので、答申に書いてもらいたい。</p> <p>過去の先例を踏まえると、平成30年4月1日になるかと思う。</p> <p>今回の答申で地域手当を廃止し本給に組み込むという答申を出した場合、どのような作業が必要になるか。</p> <p>条例を改正し、地域手当相当額を本給に組み込み、地域手当に関連する項目を条例から削ることになる。その場合、退職手当金の負担金等に影響してくる。</p> <p>地域手当は退職金には跳ね返らないはずなので、地域手当を本給に入れると、その分退職手当金は上がるということになる。</p> <p>地域手当が市民目線からいうと非常にわかりづらい。自治会で聞き取りをすると、支給されていることに驚く反応が圧倒的であった。</p> <p>確かにわかりにくさはある。ただし、市長の報酬、給与がどの程度であるかという時に公開されるものにはすべて含まれている。市民に示されない部分で上積みしているわけではない。そのあたりと先ほどの退職金への跳ね返りを考えるべき。</p> <p>退職金への跳ね返りは結構大きな額になる。</p> <p>現在行っている自主カットは本俸だけのものなのか。</p> <p>カット後の給料に地域手当支給率をかけているため、全体に及んでいる。</p> <p>地域手当を本俸に組み込むとどの程度影響があるかわかるか。</p> <p>仮に給料月額に地域手当を組み込み、すべてを本給とした場合には、退職金が増える影</p>

	響で、1期あたりの総収入が市長では300万円程度多くなる。副市長及び教育長も金額は変わるが増額となる。
委員	現状の制度のままで給料、報酬を変更するとなると、それほど大きく動かすことはできない。プラスにしてもマイナスにしても小さな幅になり、場合によっては据え置きということもある。地域手当を本給に積むと300万円と大きく変わることになり、バランスとしてどうかと思う。国でも地域手当が出ているが、本給に積むと様々な問題が出てくるためそのままになっている。制度的にはわかりにくいのは確かであるが、本給に積むことはしない方がよいと思う。
委員	近隣比較している資料では、すべての市に地域手当が入っているとは限らず、導入している市については地域手当込みで記載されているのか。
委員	資料は地域手当込みで記載されている。
事務局	近隣市でも一般職は地域手当を支給し、特別職の地域手当を廃止している地域はある。
委員	期末手当や退職金に跳ね返ることを考慮し、本俸を現状より低くし、4年1期のトータルを同額にすることはできないか。地域手当を廃止した市で、例えば1期の収入を上げることを目的に地域手当を本俸に組み込んだのかなど、考え方や手法はわからないか。
事務局	詳しくはわからないが、給料を減額させるか増額させるかに合わせて、地域手当を一体化したものと思う。総額を変えない形で地域手当だけを変えるということはどこの市もしていないと思う。
委員	本俸を下げてトータルで合うようにするというのはややこしいのではないか。組み込むとすれば、4年間でその程度増額してもよいというときにする形が望ましい。
委員	地域手当はどのように出ているのか。条例で定められているのか。
委員	条例で定められている。
委員	そうであれば変更するには議会で承認されなければならない。
委員	そのとおりである。あくまで審議会としてどのような答申を出すかという話になる。
委員	先ほど話が出た本給を下げ、トータルでの収入が変わらないようにした上で地域手当を組み込むというのがすっきりしてよいのではないか。
委員	一般職の職員には地域手当があり、そこのバランスを考慮しなければならない。一般職も含めてすべて廃止とするとこの審議会の目的から外れるため難しいと思う。
委員	第1回で地域手当を導入することで市の負担を減らす目的があると事務局から説明があったと思う。
委員	現在は保険料の標準報酬額を算出するときに地域手当を含んでいるが、以前はそうではなかったため、事業主つまり市の負担金を減らす目的があった。
委員	市長の年収にはボーナスは含んでいるのか。
事務局	含んでいる。
委員	各自治体がいくらボーナスを支給するかは決まっているのか。
事務局	各自治体の条例で決まっている。
委員	市によって条例でボーナスの額は違うということか。
委員	月数はほぼ横並びで決まっているはずであるが。
事務局	一部異なっている自治体もあるが、ほぼ同じになっている。

委員	年間で何月分というように決まっている。
委員	広報で出ている分では、宝塚市の場合平成27年度で年間3.15月分となっている。
委員	現在の条例では1.55月と1.7月となっているが、カットしているのか。
事務局	平成27年度は3.15月であったが、平成28年度は3.25月になっている。
委員	それは市長等すべてに適用されるのか。
事務局	特別職に適用される割合となっている。
委員	一般職の場合はこれに勤勉手当が加算されるので、支給割合は異なるはず。
委員	3.15月から3.25月にはなぜ上がったのか。
事務局	人事院勧告に準拠して国の特別職の支給割合が上がったので、本市も国の特別職に準拠し上げている。
委員	<p>各委員様々な意見を持っているが、議論も出尽くしてきたかと思うので、答申を出すにあたっての手法を考えたい。手法は2つ考えられる。</p> <p>1つは阪神間との比較などの方法を決定し、その上で結論を出すこと。もう1つはある程度結論を決めた上で理由を整理するものである。</p> <p>前回の議論でも出たが、何かの方法に準拠する形を取ると、どの方法に準拠するかによって自動的に結論が出ることになる。過去の答申では、上げるか下げるかとなっているが、先ほどの意見でも出たとおり据え置きということも考えられる。地域手当についても各委員から意見は出たが、一般職員にも影響が及ぶことなので、この審議会ですべきという結論を出すことは難しいように思う。ただし、答申に一般職の職員も含めて検討すべきということを書いてもよいと思う。</p>
委員	上げる要素は無いと思う。あるとすれば現状維持か下げる方向になると考えている。
委員	消費税が平成31年に上がり、政府も給料を上げることを考えているため、退職金を多少上昇させるということも考え、地域手当を本給に組み込むのがよいと思う。
委員	<p>配付資料の考え方について、社会情勢については決め手になるような要因は無いのではないと思う。また、財政状況については、見方によってよいとも言えるし、悪いとも言える。やはり阪神各市との比較を利用するのがよいのではないか。比較のもととするのは、以前に市税収入の資料があり、宝塚市は個人住民税で芦屋、西宮に次いで3番目となっており、市民感覚からしても妥当な位置付けと思う。金額ではなくて宝塚市の位置を考えた場合に、議員の報酬は3番目のあたりに持っていくのがよいのではないか。市長、副市長等については現状維持でよいと思う。</p>
委員	上げる要素と下げる要素をいろいろと考え、市民感情としては下げてほしいとは思いますが、未来のことを考えると現状維持かと思う。
委員	近隣市との比較も考えることと、経済が上向いてきているというニュースもあり、市役所の職員の給料もすこしずつ上がっている中で、下げる理由は無いかと思う。
委員	<p>必ずしも景気がよく、みんなの収入が増えているかというところでもないので、上げる理由にはならない。議員、市長等には宝塚市をどのようによくするかを考えてもらいたい。事業者を誘致したり観光に力を入れる等もう少し頑張ってもらい、市民の収入が上がり、宝塚市がよい市であると思ってもらえるのであれば、議員報酬はどんどん上げればよいと思う。今のところは上げる要素も下げる要素もないかというのが考えである。</p>

委員	<p>高齢者の年金生活をしている人の意見を聞くと、年金が下がっているのに市長等の給料を上げるといことは納得できないと言われたので参考意見として述べておく。</p>
委員	<p>年金は下がっているが、人事院勧告は上がっているのも事実。個人的には据え置きという考えである。地域手当を本給に組み込むと表面上の条例本則も上がってしまう。そうなると市民の方に説明するのが大変である。その部分は慎重に考えた方がよいと思う。</p>
委員	<p>比較するとなると、近隣市がよいのではないかという意見が多く、阪神各市で見ると給料は上がることになる一方で、行革等を行っている中で上げるのは難しいという意見も出ている。上げるとなると阪神各市と比較を行ったと説明をすることになるが、その説明だけでは市民の方が納得できないと考える。</p> <p>地域手当については、様々な部分に波及する問題がある。ただし、見えやすさという点からいうと、地域手当という形で支給していてもよいのかということ引き続き検討が必要と思われるため答申に組み込みたい。そのあたりを考慮した上で、今回の方向としては据え置きという形にせざるを得ないかと思っている。敢えて言うのであれば、阪神各市と比較すると、議員の給料が低いので、議員も含めて据え置きなのか議員は少し上げるのかということである。しかし、議員報酬だけ上げることもハードルが高いので、議員も含めて据え置きが妥当かと思う。</p> <p>これまで様々な意見が出ている中で、答申にどれほど議論の経緯を記載するか等の課題はあるが、方向性としては据え置きということよろしいか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
委員	<p>地域手当のあり方や政務活動費支給方法について、どこかで別途議論する場はあるか。</p>
事務局	<p>地域手当のあり方だけを審議するような場は無いが、そのような意見が出たことを受け止めて、市の内部で改めて議論をすることになる。</p> <p>政務活動費についても、審議会のような場は無く、基本的に議員からの条例提案という形で変更が行われる。今回の審議会で出された意見を、議会の中のしかるべき場で報告し、議員自身がどのように考えるかということで、一度議論を行いたいと思う。</p>
委員	<p>地域手当は一般職にも関わるので、おそらく組合に提案していくことになるのか。</p>
事務局	<p>地域手当を全廃して収入が減るとなると大きな問題になり、本給に組み込むということであっても様々な影響があり、いずれにしても大きな制度改正になる。国家公務員で地域手当が支給されている地域の自治体は、国家公務員と同じ率を適用しないにしても、何らかの形で地域手当を支給している。一般職の地域手当を廃止するとなると影響が大きい。</p> <p>また、補足として、一般職員に関しては、民間のように労使交渉で賃金が決まるわけではなく、人事院勧告に準拠することが原則になっている。一般職員の地域手当を見直すということは、今まで人事院勧告に準じた制度として運用を行ってきた中で、なかなか難しいと考えている。</p>
委員	<p>宝塚市で東京に常勤している職員はいるか。</p>
事務局	<p>現在はいない。</p>
委員	<p>仮にそのような職員がいれば、東京に勤務する職員の方が地域手当は高くなるのか。</p>
事務局	<p>基本的にそのようになると思う。</p>

委員	<p>地域手当は民間の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に支給されるものとして広報に記載されている。そのあたりで一般職と特別職とで分けて考えるべきと思う。例えば市長が給料を10%カットとなった時に、一般職員も同じようにカットするわけではないはず。特別職と一般職は分けたほうがよい。</p>
委員	<p>地域手当を本給に積むと、年収ベースでは変わらないのに条例本則で給料が上がる。市民の方が比較しようとする、どうしても条例本則を見ってしまうので、宝塚市が高く見えてしまう可能性がある。</p>
委員	<p>そもそも地域手当がわかりにくいのに、地域手当を無くした分で調整して本給を上げたと説明しても、同じようにわかりにくいものになる。</p> <p>地域手当を変更すると、そのようなことも含めて給料を上げようという議論が出たときの方がわかりやすいと思う。</p> <p>地域手当の議論を引き続き行うことや、政務活動費の議論については、その他の意見とした上で、答申の本文の叩き台の作成を行っていきたいと思う。答申の叩き台ができた段階で委員に送付できるか。</p>
事務局	<p>次回の審議会の1週間前を目安に送付予定とする。</p>
委員	<p>では方向性としては据え置きとして答申を作成する。何か補足等はあるか。</p>
委員	<p>様々なファクターを検討した結果、最終結論として、上げる要素と下げる要素がある中で据え置きになったという議論の経過は残してもらいたい。</p>
8	<p>次回以降の日程 平成29年12月1日（金）10：00～12：00 上下水道局 第一会議室</p>